

岩手県告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和7年5月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
北上駅前眼科クリニック	北上市大通り一丁目3番1号おでんせプラザぐろーぶ1階	令和7年3月1日
銀河薬局 松園店	花巻市松園町一丁目12番48号	〃
花巻まつぞの内科循環器内科クリニック	花巻市松園町一丁目12番48号	令和7年3月21日